

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程の一部を改正する訓令

市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程（昭和 6 1 年上尾市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 9 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 規則、訓令及び要綱の制定又は改廃を行うこと。				
ア 規則	軽 易 な も の			
イ 訓令	○			
ウ 要綱	○			

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（上尾市事務専決規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する決裁をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。